

**-平成 26 年度
国土交通大臣
登録機械土工基幹技能者講習
申込書**

(社)日本機械土工協会

110-0015 東京都台東区東上野 5-1-8

(上野富士ビル 9 階)

Tel03-3845-2727

Fax03-3845-6556

<http://www.jemca.jp/>

平成25年12月10日
一般社団法人日本機械土工協会

平成26年度

登録機械土工基幹技能者講習の実施計画(案)について

1. 登録機械土工基幹技能者講習の開催

(平成26年6月20日(金)～22日(日) 講義・試験) —新規申込者—

支部	実施場所	実施会場	電話	定員
北海道	札幌市	「NTT 北海道セミナーセンター」064-0922 札幌市中央区南22条西7	011-552-8400	66名
関東	東京都	「機械振興会館」105-0011 港区芝公園3-5-8	03-3434-8216	80名
静岡	藤枝市	「静岡県建設学院」426-0007 静岡県藤枝市潮105-5	054-644-2722	40名
北陸	福井市	「福井市文化会館」910-0019 福井市春山2-7-1	0776-20-5010	96名
中部	名古屋	「タナベ名古屋研修センター」481-0041 北名古屋丸之坪山73-1	0568-25-2721	100名
近畿	大阪市	「国民会館」540-0008 中央区大手前2-1-2 国民会館住友生命	06-6941-2433	100名
九州	福岡市	「リファレンス駅東ビル」812-0013 福岡市博多区博多駅前1-11-14	092-432-0058	80名

(平成26年10月17日(金)～19日(日) 講義・試験) —新規申込者—

支部	実施場所	実施会場	電話	定員
東北	仙台市	「仙台青葉カルチャセンタ 203号室」980-0811 青葉区一番町2-3-10	022-225-2698	40名
関東	東京都	「機械振興会館」105-0011 港区芝公園3-5-8	03-3434-8216	60名
静岡	藤枝市	「静岡県建設学院」426-0007 静岡県藤枝市潮105-5	054-644-2722	40名
近畿	大阪市	「国民会館」540-0008 中央区大手前2-1-2 国民会館住友生命	06-6941-2433	80名
四国	高松市	予定		
中国	広島市	「広島 YMCA 国際文化センター」730-8523 広島市中区八丁堀7-11	082-227-6816	70名

(注) 登録講習の受講者が少ない場合、中止することがあります。

2. 登録講習の概要、申込方法につきましては、協会 HP. <http://www.jemca.jp/>

3. 取得する建設業の種類 : ①とび・土工事業 又は ②土木事業

4. 受講申込み要件

①講習申込書

②住民票(抄本)

③技能・技術公的資格証明書類 (1・2級の建設機械施工技士・施工管理技士(土木、建築及び管工事並びに造園)、足場組立て、地山掘削など作業主任者技能講習、玉掛け、小型移動式クレーン等車両系建設機械の運転技能講習等の、合格証、修了証のいずれか1つだけ)の写し

④機械土工の実務・職長経験証明書(実務10年以上、職長(職長教育修了後)3年以上)(事業主証明)

⑤職長経験証明 職長教育修了証(労働安全衛生法(60条))の写し、又は事業主以外の元請の建設業者等の証明書類

5. 受講手数料: 登録講習 30,000円/人

6. 受講助成制度: 厚生労働省所管の各都道府県労働局が実施する建設労働者確保育成助成金(登録基幹技能者の技能実習コース)制度による、
①経費助成(実費相当額の7割 21,000円) ②賃金助成(1日7,000円/人)(受講後建設事業主が2か月以内支給申請) またはキャリア形成促進助成金(職業訓練計画等)による賃金助成

7. 資格の効果: 技術力として経営事項審査で3点評価

8. 問い合わせ先: 一般社団法人 日本機械土工協会 110-0015 東京都台東区東上野5-1-8 上野富士ビル9階
Tel 03-3845-2727 Fax 03-3845-65

国土交通大臣

登録機械土工基幹技能者「登録講習」の受講申込について

1. 「登録機械土工基幹技能者講習」の位置付け

本講習は、工事現場において基幹的な役割を担う基幹技能者（上級職長）を、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号に位置づけ、協会が、国土交通大臣の登録を受けて、認定する講習制度です。経営事項審査において評価の対象とされます。

(注) 1. 建設業法施行規則（平成 20 年 1 月 31 日改正建設省令第 14 号、平成 20 年 4 月 1 日施行。

登録基幹技能者関係）

2. 建設業法第 27 条の 23 第 3 項（経営事項審査の項目及び基準を定める件）。国土交通省告示第 85 号。基幹技能者関係）

3. 国土交通大臣登録機械土工基幹技能者講習登録番号 9（平成 20 年 9 月 27 日）

2. 「登録機械土工基幹技能者」講習の意義

最近の建設工事の重要な課題は、工事の品質・安全を確保し、生産性の向上を図ることであり、このため、「仕事の段取り、取りまとめ」など現場作業の管理能力の充実・確保が必要です。

特に、現場施工の実情に精通し、作業管理・調整能力を発揮することにより、現場の実態に応じた施工方法を技術者に提案・調整し、技能者に対しては適切な指導・統率を行う現場の要としての役割を担う「登録機械土工基幹技能者」の確保・育成・活用が必要とされています。

3. 登録講習（受講期間 3 日間・講義と試験）の受講申込者及び受講要件

(1) この登録講習は、新規の申込者が受講対象者です。

(2) 受講する建設業の種類：「とび・土工工事業」又は「土木工事業」

(3) 提出に必要な受講要件は、以下の 5 種類です。

①受講申込書（別紙 1）

②受講者の住民票(抄本)

③受講者の 10 年以上の工事实務の経験と 3 年以上の職長の経験内容を証明する書類

「とび・土工工事業」(別紙 2-1) 又は、「土木工事業」(別紙 2-2)

④職長経験証明として、労働安全衛生法第 60 条に基づく職長の教育を証明する書類（コピ提出）、又は職長の経験について、事業主以外の元請の建設業者等が証明したもののいずれか一つ必要です(別紙 3)。

⑤受講申込書（別紙 1）に掲げる 30 種類の技能・技術に関する公的資格のうち、保有する 1 種類の公的資格証明（コピ提出）

4. 講習の講義内容及び修了試験

(1) 講義内容

a) 講義科目	b) 科目ごとの内容	c) 講義時間
①基幹技能一般知識	登録機械土工基幹技能者のあり方、初級・中級技能者に対する指導・教育・機械土工の作業手順	60 分
	機械土工の基本	30 分
②土工計画	土工工事の流れ、事前・運土・機械・工程・安全各計画、工事費	340 分
③施工管理	施工管理の概要、運土管理、品質管理と工事検査、機材・工程・原価・事務・安全各管理	350 分

④関係法令	安衛法、建設機械・重機輸送・地山掘削・発破・ 環境保全課k法令	120分
計		900分

(2) 修了試験 全科目の講義(900分)終了後、4者拓一方式で修了試験を実施します。

5. 受講手数料及び入金方法

講習手数料は受講者1人あたり30,000円。入金方法は以下によります。

ア. 銀行振込みの場合

(ア) 振込銀行 みずほ銀行 稲荷町支店(店番号090)

(イ) 預金種別 普通預金

(ウ) 口座番号 1488185

(エ) 口座名義 社団法人 日本機械土工協会

イ. 郵便為替の場合

(ア) 口座番号 00120-0-357605

(イ) 加入者名 社団法人 日本機械土工協会

ウ. 書留郵便の場合 提出先及び問合せ先を参照

6. 受講要件資料を審査し、受理したとき、「受講票」及び「受講上の注意事項と会場案内」並びに「教材」を送付します。

7. 受講受付は、申し込み順に行い、定員となり次第、締め切ります。

また、講習開催地で受講者が著しく少ない場合、開催地の変更又は中止することがあります。

8. 講習修了証の交付と登録機械土工基幹技能者資格の取得

登録講習の試験合格者は、協会から「登録機械土工基幹技能者講習修了証」(以下「講習修了証」という。)を交付することにより、「登録機械土工基幹技能者」資格を取得します。

なお、有効期間は、5年間で別途講習により更新します。

9. 受講者助成制度(登録基幹技能者関係)

受講した場合、厚生労働省所管の各都道府県労働局が実施する建設労働者確保育成助成金(登録基幹技能者の技能実習コース)制度による①経費助成(実費相当額の7割21,000円)②賃金助成(1日7,000円/1人)(受講後建設事業主が2カ月以内支給請求申請)

またはキャリア形成促進助成金(職業訓練計画等)による賃金助成 があります。

10. 登録機械土工基幹技能者資格の効果

資格取得後、建設業の許可又は経営事項審査を受ける場合に必要の有資格者となり、経営事項審査により、技術力(z)評点3点が付与されます。また、施工体制台帳に記載されます。

11. 問い合わせ先

〒110-0015 東京都台東区東上野5丁目1番8号上野富士ビル9階

一般社団法人 日本機械土工協会

TEL 03-3845-2727

FAX 03-3845-6556

なお、登録機械土工基幹技能者講習の概要、申込み方法等につきましては協会ホームページにも記載しています。

<http://www.jemca.jp/>

12. 申込み資料の提出方法

協会への、提出書類は、角2封筒(A4用紙)を用いて、一括同封し、配達記録が確認できる方法(簡易書留等)で郵送(持参不可)ください。

※協会への申込書等の提出書類は、必ず、コピーして保管してください※

国土交通大臣登録
■平成 26 年度機械土工基幹技能者講習■
受講申込書(3 日間講義・試験)

■受講申込者は、以下の事項に記入し、(社)日本機械土工協会へ郵送でお願いします■

■受講申込者は、以下の事項に記入し、(社) 日本機械工学会へ郵送してください。

1. 実務経験を有する建設業の種類(○印で囲む)		1. とび・土工事業 2. 土木事業	
2. 講習開催地		3. 講習実施期日	平成 年 月 日～ 月 日
(フリガナ)			
4. 氏 名		印 (昭和 年 月 日生)	
5. 住 所		〒	
		Tel () fax ()	
6. 会 社 名		Tel () fax ()	
7. 会社所在地		〒	
8. 受講票送付先(いずれかを○印で囲む。)		1. 自宅 2. 会社	
9. 受講申込者は、この受講申込書のほか、下記の受講要件資料①～⑤を提出することが必要です。			
①住民票(抄本)			
②登録機械土工基幹技能者実務経験証明書(職長経験含む)(別紙2-1 とび・土工事業)			
③登録機械土工基幹技能者実務経験証明書(職長経験含む)(別紙2-2 土木事業)			
別紙2-1、別紙2-2について実務経験年数10年以上、職長経験年数3年以上の内容の記載が必要です。			
④職長経験証明として、労働安全衛生法第60条に基づく職長の教育を証明する書類、又は職長の経験について、事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの、いずれかが必要です。			
⑤技能・技術に関する公的資格(下記のうち、1種類の公的資格証のコピーを提出)			
1. 優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者 2. 1・2級建設機械施工技士、1・2級施工管理技士(土木、建築及び管工事並びに造園) 3. 職業訓練指導員(土木施工、建設機械運転及び整備) 4. 建設機械整備技能士			
5. 以下の技能講習修了者			
(1) 作業主任者技能講習：①コンクリート破砕器 ②地山の掘削又は土止め支保工 ③ずい道等の掘削 ④ずい道等の覆工 ⑤碎石のための掘削 ⑥型枠支保工の組立て ⑦足場組立て			
(2) 技能講習：⑧ガス溶接⑨玉掛け ⑩小型移動式クレーン ⑪フォークリフト ⑫ショベルローダー等 ⑬車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) ⑭車両系建設機械(基礎工事用) ⑮車両系建設機械(解体用) ⑯不整地運搬車 ⑰高所作業車			

10. 受講手数料等の受領証の写し貼付欄(受講手数料の銀行振込・郵便為替等のコピーを下欄に貼る。)

受領証の写し貼付け欄

登録講習用

登録機械土工基幹技能者実務経験証明書

別紙2-1

下記のとび・土工工事に係る受講申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。
(とび・土工工事業用証明用紙)

証明者:会社名

会社印

所在地

職名

氏名

代表者印

証明者の範囲:

証明者は、今の事業主が前の職場の実務経験の部分も含めて証明出来ます

平成 年 月 日

受講申請者の氏名		証明者との関係	
受講申請者の住所		生年月日	
受講申請者電話番号		使用者の名称	

職長欄	実務経験の内容	作業内容	実務経験年数(年 ヶ月)
例	〇〇自動車道〇〇工区土工工事	現場施工	H2年1月～5年2月(3・2)
例 職長	〇〇堤防新設盛土工事	現場施工	H5年3月～8年2月(3・0)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
備考:実務経験年数については、とび・土工工事に関し10年以上、かつ、その内、職長経験年数については3年以上が、受講資格の一つの要件となります。上表に記入ください。		合計: 年 月 (うち職長経験 年 月)	

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名

印

登録講習用

登録機械土工基幹技能者実務経験証明書

別紙2-2

(土木工事業用証明用紙)

下記の土木工事に係る受講申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

証明者:会社名

会社印

所在地

職名

氏名

代表者印

証明者の範囲:

証明者は今の事業主が、前の職場の実務経験の部分も含めて証明出来ます

平成 年 月 日

受講申請者の氏名		証明者との関係	
受講申請者の住所		生年月日	
受講申請者電話番号		使用者の名称	

職長欄	実務経験の内容	作業内容	実務経験年数(年 ヶ月)
例	〇〇地区住宅地造成工事	現場施工	H2年1月～5年2月(3・2)
例 職長	〇〇ゴルフ場造成工事	現場施工	H5年3月～8年2月(3・0)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
備考:実務経験年数については、土木工事に關し10年以上、かつ、その内職長経験年数については3年以上が、受講資格の一つの要件となります。上表に記入ください。		合計: 年 月	
		(うち職長経験 年 月)	

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名

印

登録講習用

登録機械土工基幹技能者職長経験証明証

別紙3

(())とび・土工工事用、(○)土木工事業用証明用紙)

—該当する工事のいずれかに○印—

下記の工事に係る受講申請者の職長経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

証明者:会社名 上野建設株式会社

会社印

所在地

職名

氏名

代表者印

証明者の範囲:

証明者は、元請の建設業者、所長、現場代理人、監理技術者等の証明も出来ます(証明者に社長等自社関係者は除く)

平成 年 月 日

受講申請者の氏名		証明者との関係	)
受講申請者の住所		生年月日	
受講申請者電話番号		使用者の名称	

職長欄	実務経験の内容	作業内容	実務経験年数(年 ヶ月)
例 職長	〇〇ゴルフ場造成工事	現場施工	H2年1月～5年2月(3・2)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
職長			年 月～ 年 月(・)
職長			年 月～ 年 月(・)
職長			年 月～ 年 月(・)
職長			年 月～ 年 月(・)
職長			年 月～ 年 月(・)
職長			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
備考: 職長経験年数については3年以上が、受講資格の一つの要件となります。上表に記入ください。		職長経験合計	年 月

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名

印